

茨木市土地開発公社財務に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、茨木市土地開発公社（以下「公社」という。）の会計及び財務に関して公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）、土地開発公社経理基準要綱（昭和54年12月19日付け自治政第136号通知）、土地開発公社予算基準（昭和47年8月28日付け建設省都政発第24号・自治画第93号通知）、茨木市土地開発公社定款（以下「定款」という。）及び茨木市土地開発公社業務方法書（以下「業務方法書」という。）に定めるもののほか、その基準及び手続を定め、公社の会計及び財務の合理的な運営と適正な処理を行うことを目的とする。

(帳簿)

第2条 公社に次の各号に掲げる帳簿を備えて記録しなければならない。

- (1) 現金出納簿
- (2) 総勘定元帳
- (3) 固定資産台帳
- (4) 借入金台帳

2 経理担当専務理事が必要と認める場合は、前項各号に掲げる帳簿のほか、補助簿を設けることができる。

(勘定科目)

第3条 公社の経理は損益勘定、資産勘定、負債勘定、資本勘定及びキャッシュフロー計算書に区分するものとする。

2 前項に定める勘定科目の区分は、別表のとおりとする。

(伝票)

第4条 公社の会計に関係あるすべての取引については、その取引発生のつど証拠となるべき書類にもとづいて、会計伝票を発行するものとする。

(伝票の種類)

第5条 会計伝票の種類は、収入命令書（様式第1号の1）、支出命令書（様式第1号の2）及び振替伝票（様式第2号）とする。

2 収入命令書は、現金収納の取引について発行する。

3 支出命令書は、現金支払の取引について発行する。

4 振替伝票は、前2項に規定する取引以外の取引について発行する。

(収入)

第6条 公社の収入については、収入の根拠、所属年度、収入科目、収入金額、収入先等を明記して決裁を受けなければならない。

2 前項の金額を収入しようとするときは、収入命令書を発行して、決裁を受けた後、収入するものとする。

(支出)

第7条 支出の原因が発生したときは、支出の根拠、所属年度、支出科目、支出金額、支出先等を明記して決裁を受けなければならない。

2 前項の金額を支出しようとするときは、支出命令書を発行して決裁を受けた後、支出するものとする。

(現金の保管)

第8条 現金は、茨木市の指定金融機関を公社の指定する金融機関とし、理事長名義により預金し、保管しなければならない。

(支払)

第9条 支払は記名式銀行渡り小切手をもって行うものとする。ただし、債権者から申出があるときは、現金支払又は口座振替払をすることができる。

(資金前渡)

第10条 次の各号に掲げる経費については、職員をして支払をさせるため、その資金を当該職員に前渡することができる。

(1) 遠隔地又は交通不便の地域において支払う経費

(2) 官公署に対して支払う経費

(3) 前号に掲げるもののほか、即日支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費

(前金払)

第11条 次の各号に掲げる経費については、前金払をすることができる。

(1) 前金で支払をしなければ契約しがたい請負、買入れ又は借入れに要する経費

(2) 前号に掲げるもののほか、経理担当専務理事が必要と認めるものについて支払う経費

(資金前渡等の精算)

第12条 前2条により、資金前渡又は前金払を受けた者は、その目的達成後精算書を作成し、証拠となるべき書類及び残金がある場合には、その残金を添えて経理部長に提出しなければならない。

(領収書等の徴収)

第13条 現金及び小切手による支払い、若しくはその他の支払方法により支出した場合は、債権者の領収書若しくは支払済通知書を徴さなければならない。

2 前項の場合における債権者の領収印は、契約書等に捺印したものと同一のものでなければならない。ただし、債権者が紛失その他やむを得ない理由により印鑑を証明する書類を添えて改印した旨を申し出た場合はこの限りでない。

(預り金)

第14条 保証金その他公社事業の収入に属さない現金を収入した場合は、これを預り金として、次の各号に掲げる区分により整理しなければならない。

(1) 預り保証金

(2) その他預り金

(預り金の処置)

第15条 預り金の収入及び支出は、公社事業の収入及び支出の例による。

2 預り金を有価証券で預かった場合は、安全かつ確実な方法により、これを保管しなければならない。

3 預り金に対する利息は付さないものとする。

(財産の管理)

第16条 財産の管理は、定款第20条の規定による業務方法書第10条に定めるところによる。

(物品の管理、購入等)

第17条 この要綱で物品とは、公社の経費に属する動産をいい、その会計は年度をもって区分し、毎年4月1日から翌年3月31日までに終るものとする。

(残高試算表)

第18条 経理部長は、毎月その末日現在の残高試算表を作成し、銀行等の現在高証明書又はそれに類する書類を添付し、監事の監査を受けるとともに理事長に報告しなければならない。

附 則

この要綱は、平成7年6月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の茨木市土地開発公社財務に関する取扱要綱の規定は、平成31年度の予算から適用し、平成30年度の決算については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

別表 (第3条関係)

資産、負債及び資本の区分

(資産)

款	項	目	節	説明
流動資産	現金及び 預金	現金	当座預金 普通預金 定期預金	現金又は小切手、郵便為替証書等の現金代用証券をいう 金融機関に対する預貯金及び掛金等で、履行期が貸借対照表日の翌日から起算して1年以内（以下「1年内」という。）に到来するもの
		預金		
	公有用地	公有用地		
代替地	法第17条第1項に掲げる事業により取得される土地の所有者等に対して、その土地に代わる土地として譲渡するために公社が取得した土地をいう			
固定資産	投資その他の資産	長期性預金		金融機関に対する預貯金、掛金、郵便貯金等で、流動資産に属するもの以外のもの

(負債)

款	項	目	節	説明
流動負債	未払金			

固定負債	短期借入金	事業未払金 その他の未払金	通常の取引に基づいて発生した事業上の未払金 通常の取引に関連して発生する未払金で一般の取引慣行として発生後短期間に支払われるもの 借入金で1年内に返済すべきもの
	長期借入金		借入金で流動負債に属するもの以外のもの

(資本)

款	項	目	節	説明
資本金	基本財産			地方公共団体から基本財産として出資されたものを計上すること
準備金（又は欠損金）	前期繰越準備金（前期繰越損失）			
	当期純利益（当期純損失）			

収益及び費用の区分

(収益)

款	項	目	節	説明
事業収益				当該会社の本来目的とする事業活動から生ずる収益を計上すること

事業外収益	公有地取得事業収益	市受託土地売却収益	市受託土地売却収益	公有地取得事業の収益を計上すること 市受託土地の売却収益を計上すること
		代替地売却収益	代替地売却収益	代替地の売却収益を計上すること
	手数料収益	手数料収益	手数料収益	市受託土地の売却手数料収益を計上すること
	附帯等事業収益	保有土地賃貸等収益	保有土地賃貸等収益	附帯等事業の収益を計上すること 保有土地の賃貸等による収益を計上すること
	補助金等収益	補助金等収益		公有地先行取得事業において、土地売却に伴う損失の補てんのための補助金等の収益を計上すること
				当該公社の本来目的とする事業活動以外の原因に基づいて生じる収益で、かつ経常的に発生するものを計上すること
	受取利息	受取利息	受取利息	預貯金、貸付金などから得る利息を計上すること

特別利益	雑収益	運営費補助金	運営費補助金	経常的に受取る運営費の補助金を計上すること
		不用品売払益	不用品売払益	不用品の処分収入
		その他の雑収益	その他の雑収益	上記以外の収入
	前期損益修正益	前期損益修正益		
	固定資産売却益	土地売却益		固定資産の処分差益を計上すること
		その他の固定資産売却益		土地の処分差益を計上すること
		その他の特別利益		上記以外の固定資産の処分差益を計上すること

(費用)

款	項	目	節	説明
事業原価				当該公社の本来目的とする事業活動に要した原価（用地費、補償費、工事費等のほか資産の取得又

	<p>公有地取得 事業原価</p>	<p>市受託土地 売却原価</p> <p>代替地売却 原価</p>	<p>市受託土地 売却原価</p> <p>代替地売却 原価</p>	<p>は造成に要した借入金等 に対する利息及び取得又 は造成に従事する職員の 人件費その他の付随費用 を含む。)を計上するこ と ただし、代替地に係る取 得原価には、取得原価相 当による売却等が見込ま れなくなったとき以後 の、当該資産の取得又は 造成に要した借入金等に 対する利息を含めないこ ととする 公有地取得事業の原価を 計上すること 市受託土地の売却原価を 計上すること</p> <p>代替地の売却原価を計上 すること</p> <p>当該公社の販売及び一般 管理業務に関して経常的 に発生したすべての費用 を計上すること</p> <p>当該公社の販売及び一般 管理業務に関して経常的 に発生したすべての人件 費を計上すること</p>
<p>販売費及び 一般管理費</p>	<p>販売費及び 一般管理費</p>	<p>人件費</p>		

事業外費用		事務費	人件費	当該公社の販売及び一般管業務に関して経常的に発生したすべての費用で、人件費以外のものを計上すること	
			諸費	食料費、消耗品費、修繕費、印刷費等	
特別損失	支払利息	支払利息	手数料	組戻手数料等	
			委託費	監査法人委託等	
			備品	OA機器等	
			負担金	研修会参加負担金等	
			公租公課	固定資産税・法人市府民税均等割等	
				当該公社の本来目的とする事業活動以外の原因に基づいて生ずる費用で、かつ経常的に発生すること	
				借入金等に対する利息	
				短期借入金利息	短期借入金に係る支払利息
				長期借入金利息	長期借入金に係る支払利息
	雑損失				
	前期損益修正損	前期損益修正損			
	土地評価損			評価替した場合の評価損を計上すること	

予備費	固定資産売却損	土地評価損 土地売却損 その他の固定資産売却損	予備費	土地ごとに計上すること 固定資産の処分差損を計上すること 土地の売却差損を計上すること 上記以外の固定資産の売却差損を計上すること
	災害による損失			災害、震災、風水害等の偶発的な事故による異常な損失
	その他の特別損失			違約金、損害賠償金、訴訟費等
	予備費	予備費		

キャッシュ・フロー項目の区分

(キャッシュ・フロー項目)

款	項	目	節	説明
事業活動によるキャッシュ・フロー	公有地取得事業収入			事業活動に係るキャッシュ・フローを表示すること 公有地取得事業に係る収入額を表示すること
	その他事業収入			上記以外で事業活動に係る収入額を表示すること
	公有地取得事業支出			公有地取得事業に係る支出額を表示すること

	その他事業 支出	上記以外の事業活動に係る 支出額を表示すること
	人件費支出	人件費の支出
	その他の業 務支出	上記以外の業務に係る支出 を表示すること
	小計	「事業活動によるキャッシ ュ・フロー」のうち、おお むね事業損益計算の対象と なった取引に係るキャッシ ュ・フロー合計額
	利息の受取額	預金や貸付金等からの利息 の受取額を表示する
	利息の支払額	借入金等の利息の支払額を 表示する
投資活動に よるキャッ シュ・フロ ー		投資活動に係るキャッシ ュ・フローを表示すること
	投資有価証 券の取得に よる支出	投資有価証券を取得した際 の支出額を表示すること
	投資有価証 券の売却に よる収入	投資有価証券を売却した際 の収入額を表示すること
	有形固定資 産の取得よ る支出	有形固定資産を取得した際 の支出額を表示すること

財務活動によるキャッシュ・フロー	有形固定資産の売却による収入			有形固定資産の売却による収入額を表示すること。
	短期借入れによる収入			財務活動に係るキャッシュ・フローを表示すること
	短期借入金 の返済による支出			短期借入による資金調達を行った際の収入額を表示する
	長期借入れによる収入			短期借入金を返済した際の支出額を表示する
	長期借入金 の返済による支出			長期借入による資金調達を行った際の収入額を表示する
	現金及び預金 同等物増加額又は減少額			長期借入金を返済した際の支出を表示する
	現金及び現金 同等物期首残高			現金及び現金同等物の期中正味増加額又は減少額を表示する
	現金及び現金 同等物期末残高			現金及び現金同等物の期首残高を表示する
				現金及び現金同等物の期末残高を表示する